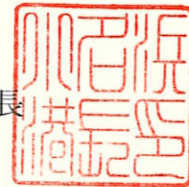


# 港長公示第12号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の錨泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

平成22年12月20日

小名浜港長



## 小名浜港第5・6号ふ頭の南東側泊地における錨泊の禁止について

小名浜港第5・6号ふ頭南東側泊地において、小名浜港東港地区泊地（-14m）浚渫外工事の施工に伴い、海底に排砂管が設置されるため、工事期間中下記により、当該工事作業船舶及び小名浜港長の許可を受けた船舶以外の一般船舶の錨泊を禁止する。

### 記

#### 1 期間

平成23年1月10日から平成23年3月13日まで

#### 2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び二とイを結んだ線により囲まれた海面

イ 小名浜港第二西防波堤東灯台から11度40分44秒 1,557メートルの地点

（北緯36度56分04秒、東経140度53分18秒）

ロ イ地点から233度28分09秒 450メートルの地点

（北緯36度55分55秒、東経140度53分03秒）

ハ ロ地点から127度27分34秒 820メートルの地点

（北緯36度55分39秒、東経140度53分30秒）

二 ハ地点から31度52分10秒 530メートルの地点

（北緯36度55分53秒、東経140度53分41秒）

#### 3 標識

・上記イ、ロ、ハ及び二の各地点には、標識灯（塗色：黄色、灯色：黄色、灯質：4秒1閃光、同期点滅）が設置される。

・工事期間中は、船舶の可航水域を明示するため、第一西防波堤と平行方向に簡易灯浮標が5基設置される。

・A区域施工時の簡易灯浮標

塗色：赤色、灯色：赤色、灯質：4秒1閃光

・B区域施工時の簡易灯浮標

塗色：緑色、灯色：緑色、灯質：4秒1閃光

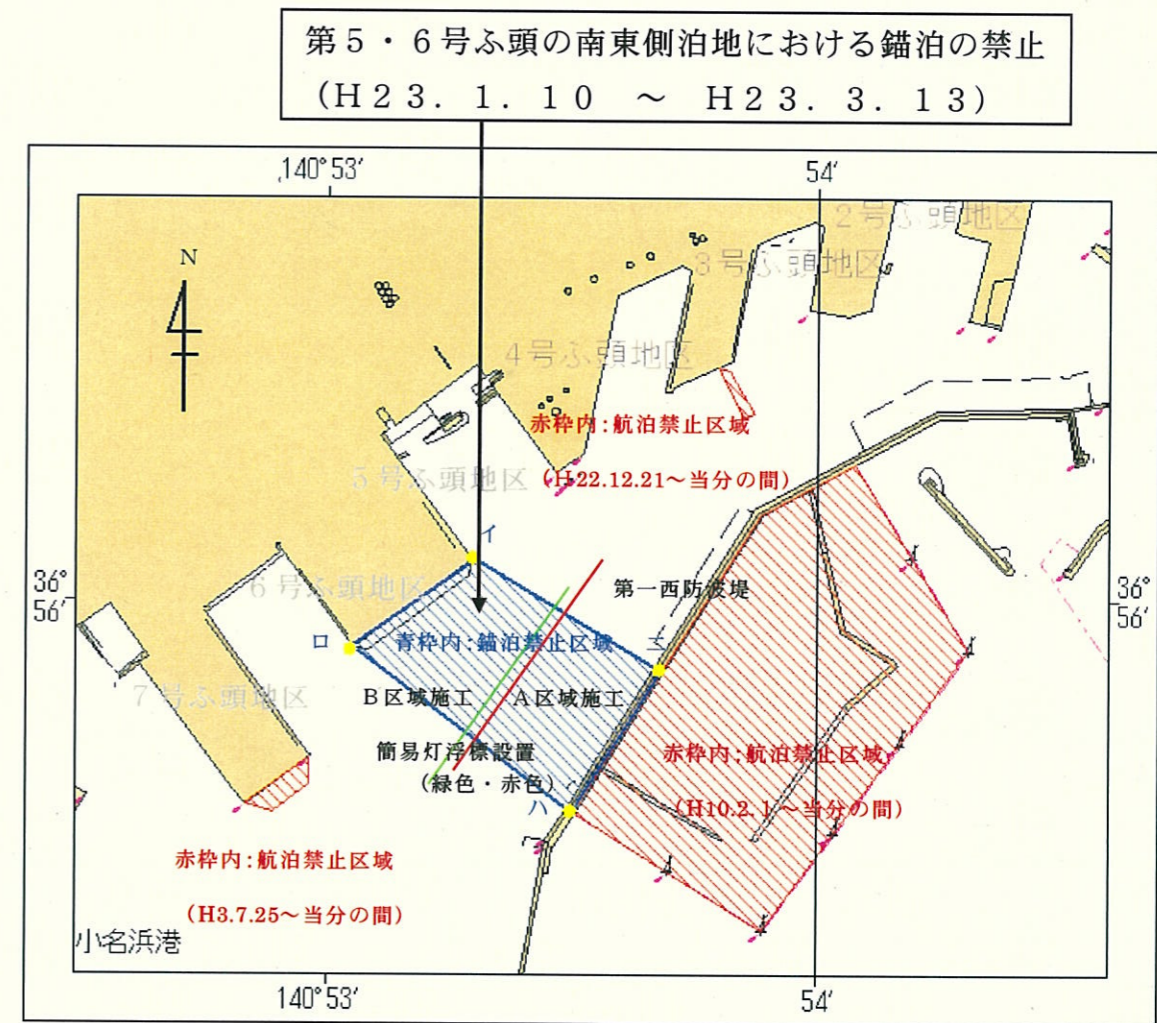
#### 4 備考

・工事期間中は、警戒船（国際VHF無線装備）1隻が常時配備される。

・ポンプ浚渫船の海上排砂管には、標識灯（灯色：黄色、灯質：4秒1閃光）及びレーダー反射板が20メートル間隔に設置される。

### 略図

## 小名浜港



※平成23年1月10日から平成23年3月13日までの間、錨泊禁止区域内に海底排砂管が設置される。